

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定管理者の指定の取消し、業務停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地方自治法第 244 条の 2 第 11 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 244 条の 2 第 10 項・第 11 項 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 7 条、第 8 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>指定管理者が地方自治法第 244 条第 10 項による必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>○美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 (業務報告の聴取等)</p> <p>第 7 条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 8 条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 略。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日